

# 建設業法令遵守等について

1. 建設企業のための適正取引ハンドブック
2. 建設業法の概要(現行法)



国土交通省

関東地方整備局

建政部

令和元年11月18日

建設業適正契約推進官

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 1. 建設企業のための適正取引ハンドブック



国土交通省

関東地方整備局

建政部

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



目次



1章 このハンドブックの使い方

はじめに ..... ①

2章 こんな取引条件に要注意!!

- ① 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか? ..... ②
- ② 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか? ..... ③
- ③ 契約金額が協定なく一方的に決められていませんか? ..... ④
- ④ やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか? ..... ⑤
- ⑤ 支払期日が守られていますか? ..... ⑥
- ⑥ 協定もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか? ..... ⑦
- ⑦ 割引困難な長期手形で支払われていませんか? ..... ⑧



3章 適正取引のためのノウハウ

- 取引条件を明確にしましょう ..... ⑨
- 取引内容を書面に残しましょう ..... ⑩
- 支払期日を把握しましょう ..... ⑬

4章 問い合わせ窓口等

- 建設業法令遵守相談窓口、建設業法令違反通報窓口 ..... ⑮
- 請負契約に関するトラブル相談窓口、その他 ..... ⑯



はじめに

建設業は、地域のインフラの整備やメンテナンス、災害が発生した際には最前線で応急復旧作業にあたるなど、国民生活の安心・安全を確保するという、大きな使命・役割を求められている産業です。

建設工事は規模などに応じて、多くの建設業者が施工に関わることもあり、適正な施工を確保するためにも、施工に携わる全ての建設業者が健全な経営状況のもと、建設産業を支えていただくことが重要です。

そのためには、建設工事の請負契約の当事者双方が建設業法や建設業法令遵守ガイドライン等で決められているルールを理解したうえで、契約手続きの各過程でそのルールが守られるよう、適正な取引を推進していく必要があります。

本ハンドブックは、下請負人へのしわ寄せの防止、また労働者への適切な賃金水準の確保などの観点からも、適正な取引環境を構築するうえで、守るべき主な取引のルールを確認するための手引きとして広くご活用ください。

みんなで守る  
適正取引!



みんなで守る適正取引②

2 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか?

- 工事契約は着工前に書面で行う必要があり、口頭契約などの書面を交わさない契約及び工事着工後に契約書面を交付する行為は、建設業法違反になります。
- 契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載することが必要であり、必要事項を満たさない契約書面を交付した場合は、建設業法違反になります。

チェックポイント

- ✓ 工事着工前に契約を書面で交わしていますか。
- ✓ 書面で交わされた契約内容は具体的な内容となっていますか。

要注意



- 建設業法で定められた必要事項も含め、元請企業と下請企業の間で合意された事項を記載した契約書面を工事着工前に交わしましょう。
- 契約内容を変更する場合、工事内容、工期、請負金額の精算方法などを確定し、変更契約内容を記載した書面を改めて交わしましょう。

1 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか?

- 見積条件の提示にあたって、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しない場合は建設業法違反になるおそれがあります。
- 元請負人が下請負人の見積りを行うために必要な一定の期間を設けなかった場合は建設業法違反になります。

チェックポイント

- ✓ 元請企業より工事内容、工事着手及び工事完成の時期、支払時期及び方法等が提示されていますか。
- ✓ 工事1件の予定価格の金額に応じた見積り期間が設けられていますか。

要注意



こんな取引を目指しませんか?

- 具体的な施工条件や業務分担を明確にするために書面による見積り条件の提示と見積り内容について協議する期間を十分に取れていることを確認しましょう。
- 適切な水準の賃金を確保できるような労務単価や市場価格を参考にした材料費など、適切な工事価格の見積りとなっていることを確認しましょう。

3 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか?

- 元請負人が下請負人と十分な協議をせず、又は協議に応じず、一方的に請負代金の額を決定し、契約を締結させた場合は、建設業法違反になるおそれがあります。
- 元請負人が地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない請負代金で下請負人と契約した場合は、建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ✓ 協議することなく一方的に提示された請負代金で契約をしていませんか。
- ✓ 通常必要と認められる原価に満たないような請負代金の契約となっていないですか。

要注意



こんな取引を目指しませんか?

- 施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的な請負代金となるように協議のうえ契約合意しましょう。
- 建設企業が義務的に負担しなければならない法定福利費や労働災害防止対策に要する経費などを見積書において内訳明示したうえで、それらの経費を尊重した請負代金であることを確認のうえ契約合意しましょう。

### みんなで守る適正取引③

#### 4 やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか？

- やり直し工事となった責任や費用負担を明確にしないまま、元請負人が下請負人に費用を一方的に負担させた場合は、建設業法違反になるおそれがあります。
- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにも関わらず、元請負人が下請負人にやり直し工事の費用を一方的に負担させた場合は、建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ☑ やり直し工事が発生した場合の責任や費用負担について、契約書面において明示されていますか。
- ☑ やり直し工事について、下請負人の責めに帰すべき理由がないにも関わらず、一方的に費用負担を求められていませんか。

要注意



#### ●●● こんな取引を目指しませんか？ ●●●

- 予めやり直し工事が発生した場合の取り決めについて協議しておき、合意した内容を責任関係が明確となるように契約書面へ記載しましょう。
- やり直し工事の原因や発生経緯を整理して、やり直しに必要となる費用について元請と下請間で協議したうえで、必要に応じ契約変更をしましょう。

#### 5 支払期日が守られていますか？

- 工事目的物が完成引渡し後に、正当な理由がなく、長期間にわたり保留金として工事代金の一部を支払わない場合は、建設業法違反になるおそれがあります。
- 元請負人が注文者から支払いを受けた日から1月以内、又は下請負人の引渡し申出日から50日以内のどちらか早い方で下請代金を支払わない場合は、建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ☑ 工事完成・引渡し後、保留金のない支払いがされていますか。
- ☑ 支払期日は、元請負人が注文者より支払を受けてから1月以内、又は引渡し申し出から50日以内となっていますか。

要注意



#### ●●● こんな取引を目指しませんか？ ●●●

- 工事完成・引渡し後、請負代金の支払いを留保することなく、建設業法で定められた支払時期内に支払期日が設定されていることを確認しましょう。
- 請負代金の支払いは、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くし、早い時期に支払われるように協議しましょう。

### みんなで守る適正取引④

#### 6 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか？

- 見積条件や契約書において差引額に関する事項を明示しなかった場合は建設業法違反になるおそれがあります。
- 双方の協議・合意がなく、元請負人が一方的に根拠不明な諸費用を差し引いたり、実費より過大な費用を差し引いた場合は建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ☑ 見積条件や契約書面に差引額について明らかになっていることを確認したうえで、お互いが協議・合意をしていますか。
- ☑ 請負代金から一方的に、根拠が不明な諸費用を差し引かれたり、過大な費用が差し引かれたりしていませんか。

要注意



#### ●●● こんな取引を目指しませんか？ ●●●

- 工事で生じた残材の処理費、現場の清掃費、安全協力費などの費用負担の分担を明確にし、請負代金から差し引く事項を書面で確認して協議しましょう。
- 差引額についての透明性が確保されるよう、算定根拠や用途等を明らかにして、双方合意のうえで請負代金から差し引くようにしましょう。

#### 7 割引困難な長期手形で支払されていませんか？

- 手形期間が120日を超える長期手形を交付した場合、割引困難な手形と認められる場合があり、建設業法違反になるおそれがあります。
- 手形を交付する場合には、現金化にかかる割引料等のコストについて下請負人の負担とすることがないように、十分な協議が必要です。

チェックポイント

- ☑ 手形期間が120日以内となっていますか。
- ☑ 割引料等のコストが下請負人の負担となっていませんか。

要注意



#### ●●● こんな取引を目指しませんか？ ●●●

- 手形期間は120日以内で、できる限り短い期間内として、割引料等のコストを下請が一方的に負担することのないように協議をしましょう。
- 下請代金はできる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合でも、少なくとも労務費相当分は現金払いとするように協議をしましょう。

## 取引条件を明確にしましょう

建設工事の請負契約締結にあたって事後のトラブルを回避するためには、見積りの段階において、取引条件を当事者間で明確にし、しっかりと協議することが重要です。



### 見積りのルール

#### 見積条件の提示に必要な事項

▶▶ 見積条件を提示する際は、以下の13の項目を示す必要があります。

- ① 工事内容
- ② 着手及び完工の時期
- ③ 請負代金支払の時期及び方法
- ④ 当事者の申し出があった場合における工期の変更又は損害の負担及びそれらの算定方法
- ⑤ 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- ⑥ 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑦ 第三者損害の賠償金の負担
- ⑧ 貸与資材等の内容及び方法
- ⑨ 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑩ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑪ 工事項目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する内容
- ⑫ 履行遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑬ 契約に関する紛争の解決方法

#### 見積りに必要な期間

▶▶ 工事1件の予定価格に応じた見積り期間を設定しなければなりません。

- ① 500万円未満……………中1日以上
- ② 500万円以上5,000万円未満……………中10日以上
- ③ 5,000万円以上……………中15日以上

#### 法定福利費や安全経費を明確に計上

健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料のうち建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費や労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、見積書にその経費を明示しておく必要があります。

## 取引内容を書面に残しましょう

契約当事者間で合意された取引条件を書面に実行するためには、書面に合意事項を記載し、相互に交付して保存しておくことが重要です。



### 契約のルール

#### 契約に必要な事項

▶▶ 次の14項目が契約書に必要な項目です。

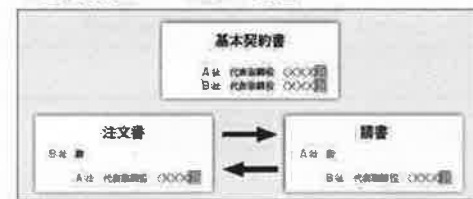
- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 着手及び完工の時期
- ④ 請負代金支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の申し出があった場合における工期の変更又は損害の負担及びそれらの算定方法
- ⑥ 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- ⑦ 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 第三者損害の賠償金の負担
- ⑨ 貸与資材等の内容及び方法
- ⑩ 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事項目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する内容
- ⑬ 履行遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法



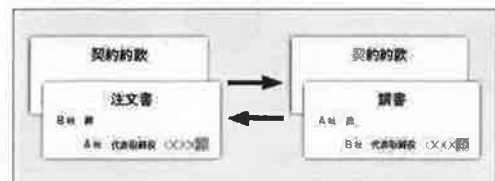
#### 契約書面の締結方法

契約書の交付の他、注文書及び請書による相互交付も認められますが、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

○ 基本契約書 + 注文書・請書



○ 契約約款 + 注文書・請書



支払期日を把握しましょう

契約内容を履行した対価として、契約において合意された請負代金の支払が確実に実行されるよう、建設業法で定められた支払期日を把握することが重要です。

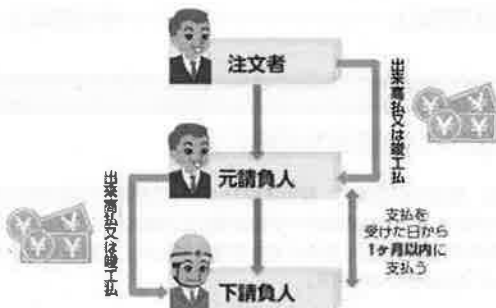


支払のルール

出来高に応じた支払

【建設業法第24条の3】

元請負人が注文者から出来高払又は竣工払を受けたときは、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来高に対する割合及び下請負人が施工した出来高部分に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払う必要があります。



【特定建設業者の元請負人】と「資本金4,000万円未満の一般建設業者の下請負人」の取引における支払

【建設業法第24条の5】

※元請負人は下請負人から工事目的物の引渡しの申出があった日から起算して、50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払う必要があります。

※特定建設業者が注文者から代金を受取っている場合

- ① 注文者から支払を受けた日から1ヶ月以内
- ② 引渡し申出日から50日以内
- ①が②のどちらか早い方で支払う必要があります

※下請代金の支払いにおいて手形期間が120日を超える、割引困難であると認められるおそれのある長期手形を交付してはいけません。



建設業に関する各種相談窓口

建設業に関する総合的な相談窓口

1 建設業フォローアップ相談ダイヤル

※許可申請等に関するお問い合わせは④をご参照下さい

TEL 0570-004976  
E-mail:hqt-kensetsugyo110@mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00, 13:30～17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務準備、品積法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。



建設業フォローアップ相談ダイヤル



請負契約に関するトラブルの相談窓口

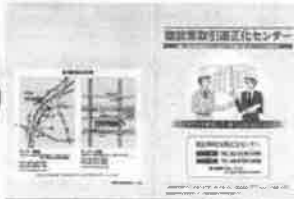
2 建設業取引適正化センター

センター 東京 TEL 03-3239-5095  
FAX 03-3239-5125  
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター 大阪 TEL 06-6767-3939  
FAX 06-6767-5252  
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

【受付時間】 9:30～17:00  
(土日、祝日、年末年始を除く)

相談料  
無料



建設業取引適正化センター



- 元請・下請等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業の法令違反に関する通報窓口

3 駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240  
FAX 0570-018-241  
E-mail:kakekomi-hl@mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00, 13:30～17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン



4 建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせは、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご利用ください。各建設業許可担当部署の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧



建設業法及び各種ガイドラインの詳細は国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法



建設業法令遵守ガイドライン



## 2. 建設業法の概要(現行法)

### 建設産業の役割と課題

#### 建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

#### 【災害の応急対応】

##### 東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会  
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



##### 熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会  
地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】  
(国道443号豊前/益城町).....(県道45号阿蘇湖公園池田線).....

#### 【インフラメンテナンスの必要性】

##### ▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年ミネソタ州)】(出典:MN/DOT)

香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

#### 現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

## ○建設業法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- ・ 建設業を営む者の資質の向上
- ・ 建設工事の請負契約の適正化

手段

等を図ることによつて、

①建設工事の適正な施工を確保する

目的 ①

②発注者を保護する

目的 ②

③建設業の健全な発達を促進する

目的 ③

④公共の福祉の増進に寄与する

目的 ④

（究極の目的）

ことを目的としている法律です。

# 2. 建設業法の用語の定義等

<b>建設業者</b>	法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者	
<b>建設業</b>	建設工事の完成を請け負う営業 (元請、下請その他いかなる名義をもってするかは問いません。)	
<b>建設工事</b>	法別表第一の上欄に掲げる土木建築に関する29種類の工事 (2つの一式工事と27の専門工事)	
<b>建設工事の請負契約</b>	報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約 (資材購入、調査業務、運搬業務及び警備業務等は該当しません。)	

※軽微な建設工事とは  
 ○建築一式工事の場合は、1件の請負額が1,500万円未満の工事  
 または延べ面積150㎡未満の木造住宅工事  
 ○建築一式工事以外は、1件の請負額が500万円未満の工事

○発注者、元請負人、下請負人について、建設業法上では次のように定義されています。  
 (通称や契約上の名称とは異なりますので、ご注意ください。)

通称	発注者(施主)	⇔	元請業者	⇔	一次下請業者	⇔	二次下請業者	⇔	三次下請業者
建設業法	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人
	※ 発注者	…	建設工事(他の者から請け負ったものを除く)の注文者						
	元請負人	…	それぞれの下請契約における注文者で建設業者であるもの						
	下請負人	…	それぞれの下請契約における請負人						

○「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、その取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。(「建設業許可事務ガイドラインについて」【その他】2。)



### 3. 建設業法の概要

**許可制度** <建設業者の資質の向上>

**許可要件**

- 経営の安定性
  - 経営能力 (経営業務管理責任者)
  - 財産的基礎
- 技術力
  - 業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)
- 適格性
  - 誠実性

**欠格要件**

- 許可取消から一定期間を経過しない者
- 刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- 法人でその役員が欠格要件に該当する者 など

**許可の種類**

29業種 (土木工事業、建築工事業など)

許可の種類	大臣許可	知事許可
<b>特定建設業許可</b> 元請として4,000万円以上の下請契約を締結する工事	2以上の都道府県に	1の都道府県にのみ
<b>一般建設業許可</b> 特定建設業以外	営業所を設置	営業所を設置

**許可不要**

500万円未満の建設工事

※建築一式工事の場合は、1件の請負額が1,500万円未満の工事または延べ面積150㎡未満の木造住宅工事

**技術者制度** <施工技術の確保>

業種ごとに工事現場に技術者を設置

**主任技術者の設置**

**監理技術者の設置**  
元請として4,000万円以上の下請契約を締結する工事

公共性のある工作物に関する工事で一定金額以上のもの  
↓  
専任での設置

**経営事項審査** <公共工事元請業者の一元評価>

経営状況等に関する客観的事項の審査

- ①経営状況
- ②経営規模
- ③技術力
- ④社会性

公共工事の元請になろうとする建設業者に受審義務付け

**請負契約の適正化** <発注者や下請負人の保護等>

- 元請負人の義務
  - 例：施工体制台帳の作成 (4,000万円以上の下請契約を締結する場合)
- 公正な請負契約の締結義務
- 請負契約の書面締結義務

**監督処分** <法令遵守の実効性の担保>

- 行政指導 (文書勧告等)
- 監督処分 (指示処分/営業停止処分/許可取消処分)
- 罰則適用

※建築一式工事の場合は4,000万円以上を6,000万円以上に読み替えます。

### 4. 建設業許可制度 (一般建設業と特定建設業)

建設業法第3条

**一般建設業**

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けることが必要です。

発注者

元請 (一般建設業の許可が必要 (特定建設業許可でも問題ナシ))

一次下請

- 工事請負契約
- 建設業者A
- 請負額 2,500万円

二次下請

- 工事請負契約
- 建設業者B
- 請負額 1,500万円

一次下請

- 工事請負契約
- 建設業を営む者
- 請負額 400万円

※建設工事に係る一次下請との下請契約の総額 4,000万円未満 (2,500万円+400万円)

資材業者

- 売買契約
- 資材業者

※建設工事に該当しない業務 → 判断の対象外

**一般建設業の許可が必要**

**特定建設業**

発注者から直接工事を請け負い、かつ、4,000万円以上 (建築一式の場合は6,000万円以上) を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けることが必要です。

発注者

元請 (特定建設業の許可が必要 (一般建設業許可では不可))

一次下請

- 工事請負契約
- 建設業者A
- 請負額 2,500万円

二次下請

- 工事請負契約
- 建設業者C
- 請負額 1,500万円

一次下請

- 工事請負契約
- 建設業者B
- 請負額 1,100万円

二次下請

- 工事請負契約
- 建設業者D
- 請負額 600万円

一次下請

- 工事請負契約
- 建設業を営む者
- 請負額 400万円

※建設工事に係る一次下請との下請契約の総額 4,000万円以上 (2,500万円+1,100万円+400万円)

測量業者

- 委託契約
- 測量業者

警備業者

- 委託契約
- 警備業者

**特定建設業の許可が必要**  
※建築一式工事以外の場合

## 5. 現場配置技術者 ① (主任技術者と監理技術者)

建設工事の現場には、工事施工における技術上の管理を行わせるため、一定の資格・経験を有する技術者を配置する必要があります。

【法第26条】

### 主任技術者

1・2級の国家資格者／実務経験者

○建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合、請負代金の大小、元請・下請にかかわらず、工事現場での施工の技術上の管理をつかさどる者として、必ず主任技術者を配置しなければなりません。

!建設業者(許可業者)であれば、500万円未満の軽微な工事であっても、主任技術者の配置が必要になります。

### 監理技術者

1級の国家資格者等

○発注者から直接工事を請け負った場合(元請)で、一次下請への発注総額が4,000万円\*以上となる場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければなりません。

\*建築一式工事の場合は6,000万円

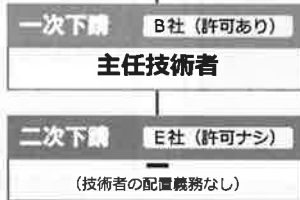
発注者

元請

A社+B社+C社 ≥ 4,000万円\* → 監理技術者

A社+B社+C社 < 4,000万円\* → 主任技術者

\*建築一式工事の場合は6,000万円



18

## 6. 現場配置技術者 ②

### 留意事項1

#### 雇用関係

監理技術者制度運用マニュアル 二-四

○主任技術者と監理技術者は、工事を請け負った企業との間で直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。



直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者  
監理技術者

・在籍出向者  
・派遣社員 など



直接的な雇用関係を有していない

・一つの工事の期間のみの短期雇用



恒常的な雇用関係を有していない

※1) 国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争の場合で入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出のあった日)以前に当該建設業者と3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要となります。

※2) 恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。(監理技術者制度運用マニュアル二-四(3))

### 留意事項2

#### 主任技術者から監理技術者への変更

監理技術者制度運用マニュアル 二-二(3)

○当初、主任技術者を配置していた工事で、途中で大幅な工事内容の変更等があり、下請契約の請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となった場合、発注者から直接建設工事を請け負った元請の特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。



※施工当初からこのような変更があらかじめ予想される場合は、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

19

# 7. 現場配置技術者 ③-1 (現場専任制)

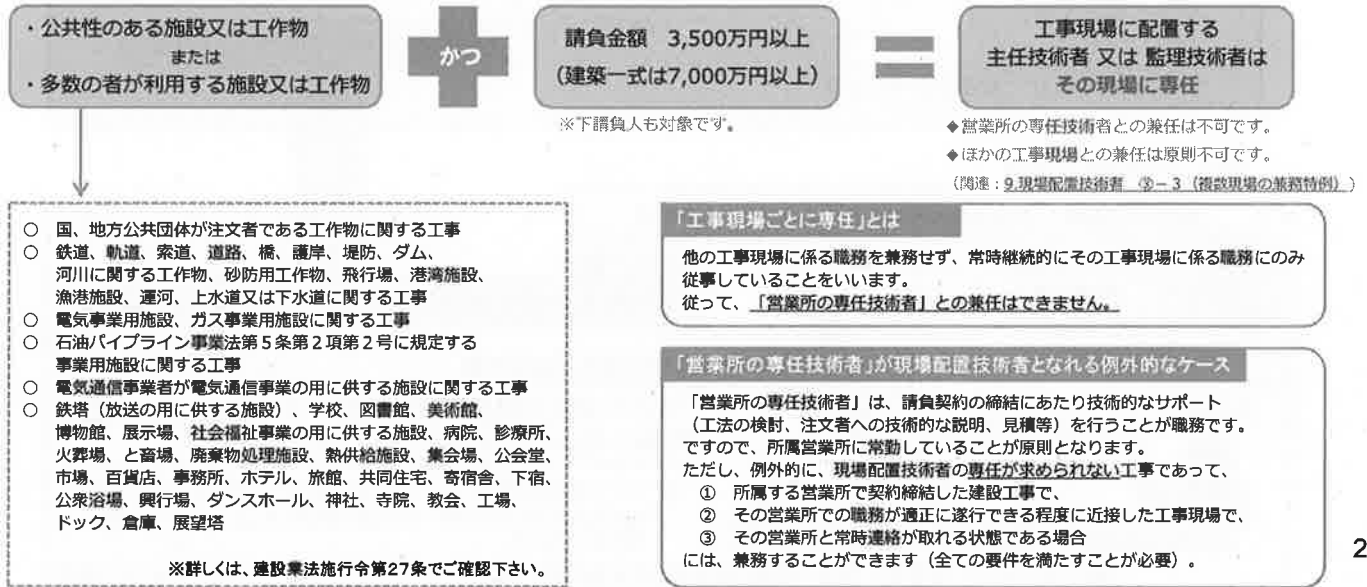
留意事項3

現場専任制が求められる工事

法第26条第3項

○公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、専任の者でなければなりません。

- ! 工事現場ごとに置く専任の技術者の配置は、下請工事であっても必要です。(元請負人・下請負人の区別はありません。)
- ! 対象は、公共工事に限りません。民間工事も含まれます。(個人住宅を除く多くの工事が対象になります。)



# 8. 現場配置技術者 ③-2 (専任設置期間)

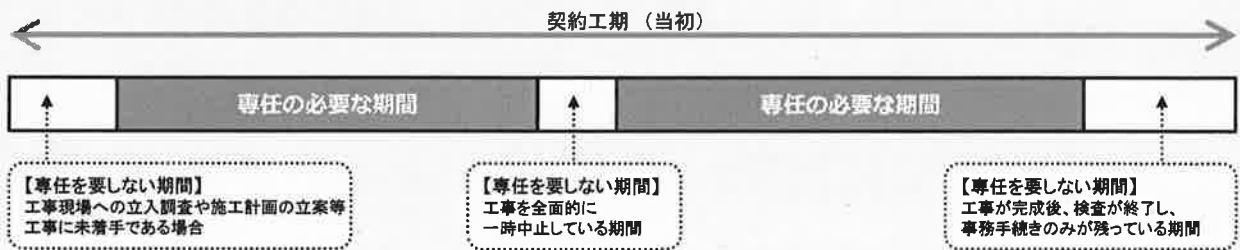
留意事項4

専任で設置すべき期間

監理技術者制度運用マニュアル 三(2)

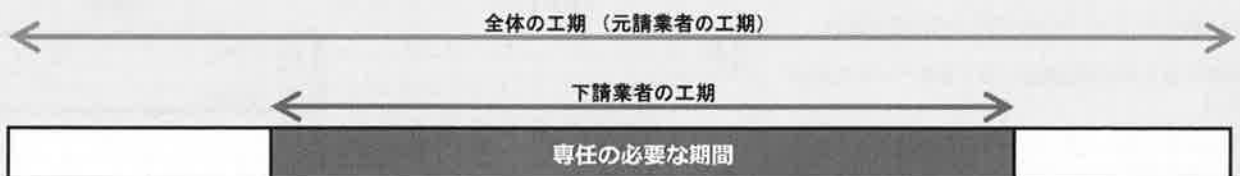
○現場配置技術者に専任が求められる場合、元請業者の技術者は、基本的には契約工期がその専任設置期間となります。  
○ただし、工事が行われていないことが明確な期間、あるいは、工場製作のみ行われている期間は、必ずしも専任設置を要しません。  
! いずれの場合も、発注者との間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確にされていることが必要です。

元請業者



下請業者

○下請業者については、施工が断続的に行われることが多いため、下請工事が実際に施工されている期間のみ、専任設置が必要となります。



! 建設工事が三次まで下請負されている場合で、三次下請業者が施工を行っている場合は、一次下請業者と二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者を現場に専任で設置していなければなりません。

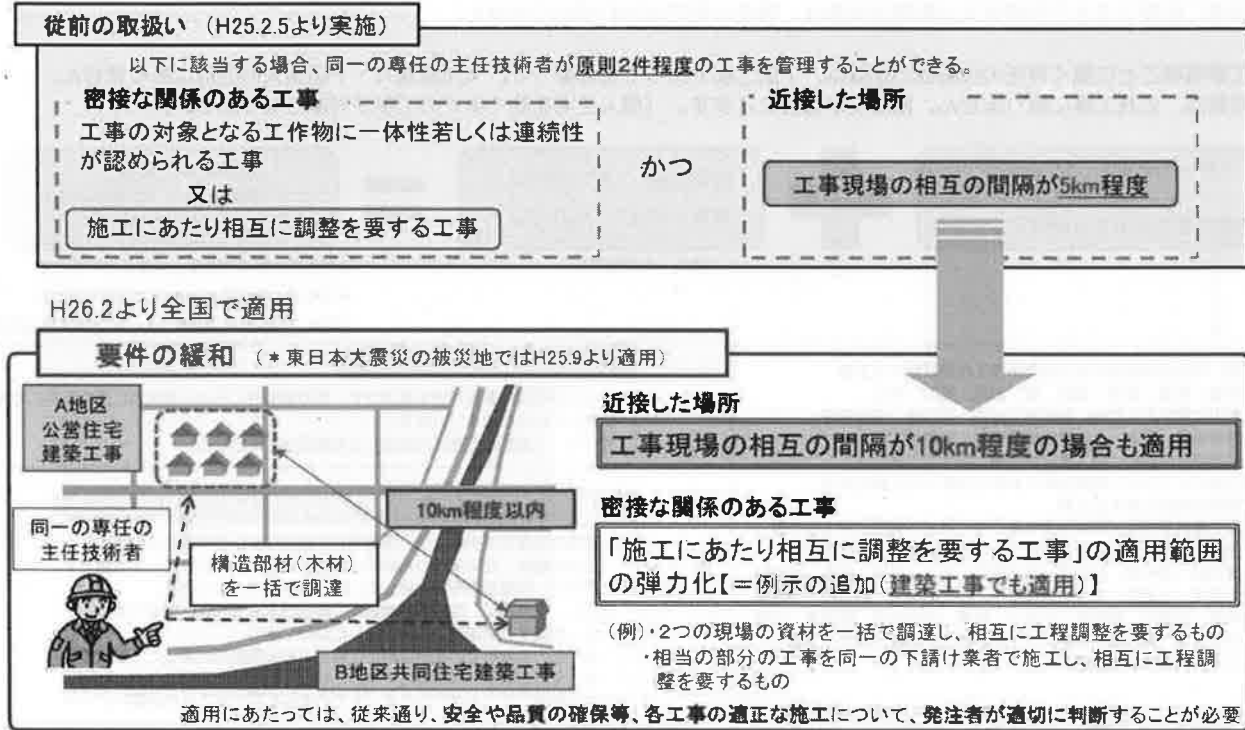
# 9. 現場配置技術者 ③-3 (複数現場の兼務特例)

建設業法第26条第3項  
建設業法施行令第27条第2項

## 留意事項5 2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

建設業法施行令第27条第2項

○公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所で施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。(※専任の監理技術者は適用外です。)



# 10. 現場配置技術者 ③-4 (監理技術者資格者証)

建設業法第26条  
第4項、第5項

○元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(法第26条第4項)

○また、この第26条第4項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(法第26条第5項)

監理技術者資格者証が必要となる工事 ※下表 部分				
建設業法上の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	配置技術者	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負代金の額が3,500万円以上* *建築一式工事の場合は7,000万円以上	4,000万円以上 (建築一式の場合は6,000万円以上)	監理技術者	専任の監理技術者のときに必要
		4,000万円未満 (建築一式の場合は6,000万円未満)	主任技術者	不要

※平成28年6月1日より監理技術者資格者証が統合

講習修了者が資格者証裏面に修了履歴ラベルを貼付または、  
資格者証更新時等に修了情報を確認出来た場合は、  
監理技術者資格者証の裏面に、修了履歴が印字されることとなります。

(表面)

(裏面)

# 11. 現場配置技術者 ④

## 技術者制度の概要 (現場配置技術者に求められる資格一覧)

許可を受けている業種	指定建設業 (7業種) 土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他 (左記以外の22業種) 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、燃焼炉、電気通信、さく井、池貝、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請発注金額の合計	4,000万円 <sup>※1</sup> 以上	4,000万円 <sup>※1</sup> 未満	4,000万円 <sup>※1</sup> 未満 * 4,000万円以上は契約不可	4,000万円 <sup>※1</sup> 以上	4,000万円 <sup>※1</sup> 未満	4,000万円 <sup>※1</sup> 未満 * 4,000万円以上は契約不可
現場配置の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	主任技術者		主任技術者		
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1・2級国家資格者 ②指定学科+実務経験(3年または5年) ③実務経験(10年)	①1級国家資格者 ②指導監督的な実務経験	①1・2級国家資格者 ②指定学科+実務経験(3年または5年) ③実務経験(10年)	
	監理技術者資格者証の必要性	現場専任が求められる工事で必要	-	現場専任が求められる工事で必要	-	
	講習の必要性	現場専任が求められる工事で必要	-	現場専任が求められる工事で必要	-	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が3,500万円 <sup>※2</sup> 以上となる工事				

※1：建築一式工事の場合 6,000万円 ※2：建築一式工事の場合 7,000万円

### 留意事項6 専門技術者の設置

○土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として一式工事を施工する場合で、その一式工事の中に他の専門工事も含まれているときは、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者(⇒専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。

元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事に関する主任技術者の資格を持っているときは、その者が専門技術者も兼ねる。

又は

元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で他にその専門工事に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として置く。

又は

その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請けする。

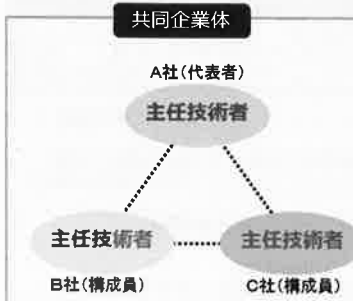
※附帯工事の施工に際しても同様の取扱い(設置)となります。【建設業法第26条の2第2項】<sup>24</sup>

# 12. 現場配置技術者 ⑤-1 (JVにおける技術者の配置)

	特定JV (特定建設工事共同企業体)	経常JV (経常建設共同企業体)
JVの形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定の工事の施工を目的として、工事ごとに結成</li> <li>○工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散</li> <li>○対象となる工事は、大規模で技術的難易度の高い工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成</li> <li>○発注機関の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同時に一定期間、有資格者として登録</li> </ul>
代表者と出資比率	○共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きい者で、出資比率は構成員中最大	○共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定
施工方式	<b>甲型JV (共同施工方式)</b> ○全構成員が、各々あらかじめ定めた出資割合に応じて、資金・人員・機械等を拠出して、一体となって工事を施工する方式	<b>乙型JV (分担施工方式)</b> ○各構成員間でJVで請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれが担当する工区の工事を責任を持って施工する方式

# 13. 現場配置技術者 ⑤-2 (JVにおける技術者の配置)

## 甲型JV / 下請代金の総額が4,000万円未満の場合



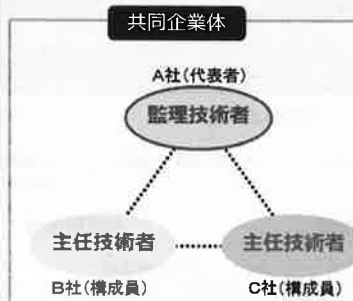
①全ての構成員が主任技術者を配置

◆ 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨と規定

②発注者から請け負った建設工事の額が3,500万円\*以上の場合は、全ての主任技術者が当該工事に専任

\* 建築一式の場合は7,000万円

## 甲型JV / 下請代金の総額が4,000万円以上の場合

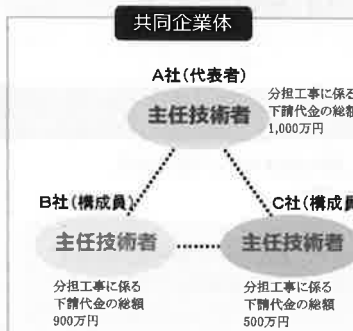


①構成員のうち1社\*が監理技術者、(ほかの構成員が主任技術者を配置

\* 通常は代表者  
◆ 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨と規定

②監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任

## 乙型JV / 分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円未満の場合



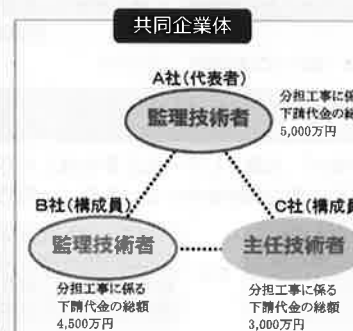
①全ての構成員が主任技術者を配置

◆ 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨と規定

②分担施工に係る請負代金の額が3,500万円\*以上の場合は、当該主任技術者は当該工事に専任

\* 建築一式の場合は7,000万円

## 乙型JV / 分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円以上の場合



①分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円以上となった建設業者は監理技術者を、その他の建設業者は主任技術者を配置

②分担施工に係る請負代金の額が3,500万円\*以上の場合は、当該監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任

\* 建築一式の場合は7,000万円

※上記は、地域維持型建設共同企業体を除く土木一式工事の例です。 建築一式工事の場合は、4,000万円を6,000万円に読み替えて下さい。

# 14. 特定建設業者の責務

建設業法第24条の6

○特定建設業者のうち、発注者から直接建設工事を請け負って元請業者として施工に当たるときは、その工事に参加する下請負人に対する指導義務等が課されます。

○具体的には、下請業者が建設業法や工事の施工に関する法令、工事に従事する労働者の使用に関する法令に違反しないよう、指導に努めること等があります。

!ここでいう下請業者は、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象です。

### <元請となる特定建設業者の責務>

- ①現場での法令遵守指導の実施
- ②下請業者の法令違反に対する是正指導
- ③下請業者が是正しないときの許可行政庁へ通報

### 指導すべき法令の規定

対象法律	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等、本法のすべての規定が対象となりますが、特に次の項目には注意して下さい。 ① 建設業の許可 (3条) ② 請負契約の書面締結 (19条) ③ 一括下請負の禁止 (22条) ④ 下請代金の支払 (24条の3、24条の5) ⑤ 検査及び確認 (24条の4) ⑥ 主任技術者・監理技術者の設置等 (26条、26条の2)
建築基準法	① 違反建築の施工停止命令等 (9条1項・10項) ② 危害防止の技術基準等 (90条)
宅地造成等規制法	① 設計者の資格等 (9条) ② 宅地造成工事の防災措置等 (14条2項~4項)
労働基準法	① 強制労働等の禁止 (5条) ② 中間搾取の排除 (6条) ③ 賃金の支払方法 (24条) ④ 労働者の最低年齢 (56条) ⑤ 年少者、女性の坑内労働の禁止 (63条、64条の2) ⑥ 安全衛生措置命令 (96条の2第2項、96条の3第1項)
職業安定法	① 労働者供給事業の禁止 (44条) ② 暴行等による職業紹介の禁止 (63条1号、65条8号)
労働安全衛生法	危険・健康障害の防止 (98条1項)
労働者派遣法	建設労働者の派遣の禁止

# 15. 一括下請負(丸投げ)の禁止 ①

一括下請負は、

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- ◆ 施工責任が曖昧になり、手抜き工事や労働条件の悪化にも繋がります。
- ◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招きます。

ですので、

**建設業法では、一括下請負を禁止しています。**

！ 公共工事は全面禁止

！ 民間工事も原則禁止

※公共工事での一括下請負は、入契法第14条の規定により、全面的に禁止されています。

※民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。ただし、共同住宅を新築する建設工事は、全面禁止されています。

## 一括下請負(丸投げ)とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
  - 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合
- であって、  
**請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。**



# 16. 一括下請負(丸投げ)の禁止 ②

○「**実質的に関与**」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいいます。元請・下請それぞれの具体的な役割は、以下のとおりです。

①元請 (発注者から直接請け負った者) が果たすべき役割		②下請 (①以外の者) が果たすべき役割	
⇒ 元請は、以上の事項を 全て 行うことが求められる		⇒ 下請は、以上の事項を 主として 行うことが求められる	
○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	<b>施工計画の作成</b>	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正	
○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整	<b>工程管理</b>	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認	
○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認	<b>品質管理</b>	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認 (原則) ○元請負人への施工報告	
○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等、請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置	<b>安全管理</b>	○協議組織への参加、現場巡回への協力等、請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置	
○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等、法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	<b>技術的指導</b>	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導*	
○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明	<b>その他</b>	○元請負人との協議* ○下請負人からの協議事項への判断・対応* ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整	

※下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要  
 (中建審・社建審 産業分科会 建設部会 基本問題小委員会「中間とりまとめ (H28.6.22)」)

【通達発出】

一括下請負の禁止について (H28.10.14付け)  
 ※同日付け事務連絡にて、業界団体あてに事例集も送付

# 17. 施工体制台帳と施工体系図の作成等

建設業法第24条の7  
入契法第15条

## 施工体制的確な把握によって、建設工事全体の適正施工に努める必要

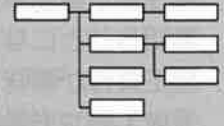
- 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請業者は、その工事を施工するに際して締結した下請契約の総額※が4,000万円（建築一式工事については6,000万円）以上になる場合、**施工体制台帳と施工体系図の作成が義務付けられています。**（法第24条の7）

※建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

元請：特定建設業者が、  
4,000万円（建築一式6,000万円）  
以上を下請契約を締結するとき



施工体制台帳



施工体系図

### 施工体制台帳

建設業法第24条の7第1項  
入契契約適正化法第15条

- 公共工事・民間工事を問わず、作成の必要があります。
- 作成義務があるのは、下請契約の総額が4,000万円※以上となる特定建設業者である元請業者です。  
※ 建築一式工事については6,000万円
- 公共工事については、入契契約適正化法の規定により、下請契約の額にかかわらず、台帳作成が必要です。また、作成した台帳の写しは、発注者への提出が義務付けられています。【入契法第15条】  
※ 民間工事については、発注者からの請求に基づき、施工体制台帳を閲覧に供しなければなりません。
- 工事事務物を発注者に引き渡すまでの間、工事現場ごとに備え付けることが義務付けられています。  
→その後は一部抜粋したものを5年間保存（関連：29. 情報の備付けと保存）

### 施工体系図

建設業法第24条の7第1項

- 作成義務があるのは、施工体制台帳の作成義務のある建設業者です。
- 各下請負人の施工分担関係が一目で分かるように作成する図になります。
- 工期中の掲示が義務付けられています。  
【公共工事】工事現場の工事関係者が見やすい場所  
公衆の見やすい場所  
【民間工事】工事関係者が見やすい場所

# 18. 施工体制台帳の作成①（記載対象となる下請負人）

建設業法第24条の7  
建設業法施行規則第14条の2

- 「建設工事の請負契約」における全ての下請負人が施工体制台帳の記載対象となります。※無許可業者も含まれます。
- 一次下請だけでなく、二次下請、三次下請等も記載対象です。

### 施工体制台帳の作成範囲



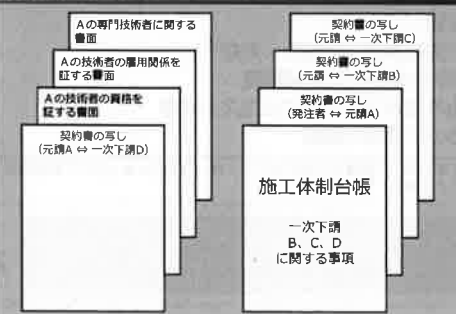
- 一次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知
- 二次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者（作成建設業者）に対し、再下請負通知書を提出
- 三次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者（作成建設業者）に対し再下請負通知書を提出
- 施工体制台帳作成対象工事である旨の通知及び再下請負通知書の提出義務なし（再下請負していないため）

※ 建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときは記載が必要となる場合もあります。  
→例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。

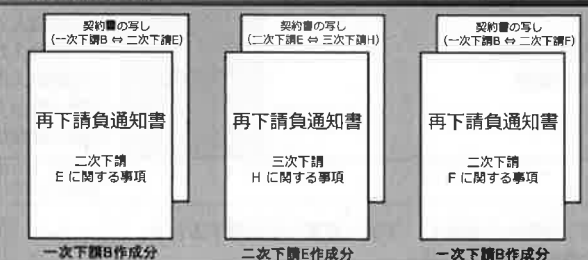
### 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類

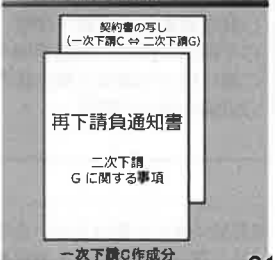
#### 元請A 作成分



#### 一次下請B関係



#### 一次下請C関係



※一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者Hは、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務なし



# 19. 施工体制台帳の作成②（記載内容と添付書類）

○施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況、外国人建設就労者の従事状況等を記載しなければなりません。

## 施工体制台帳に記載すべき内容 (建設業法施行規則第14条の2第1項)

### 【元請負人に関する事項】

- 建設業許可の内容 ※すべての許可業種
- 社会保険の加入状況
- 建設工事の名称・内容・工期
- 発注者との契約内容（発注者の商号、契約年月日等）
- 発注者が置く監督員の氏名等
- 元請業者が置く現場代理人の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 外国人技能実習生・外国人建設就労者の従事状況

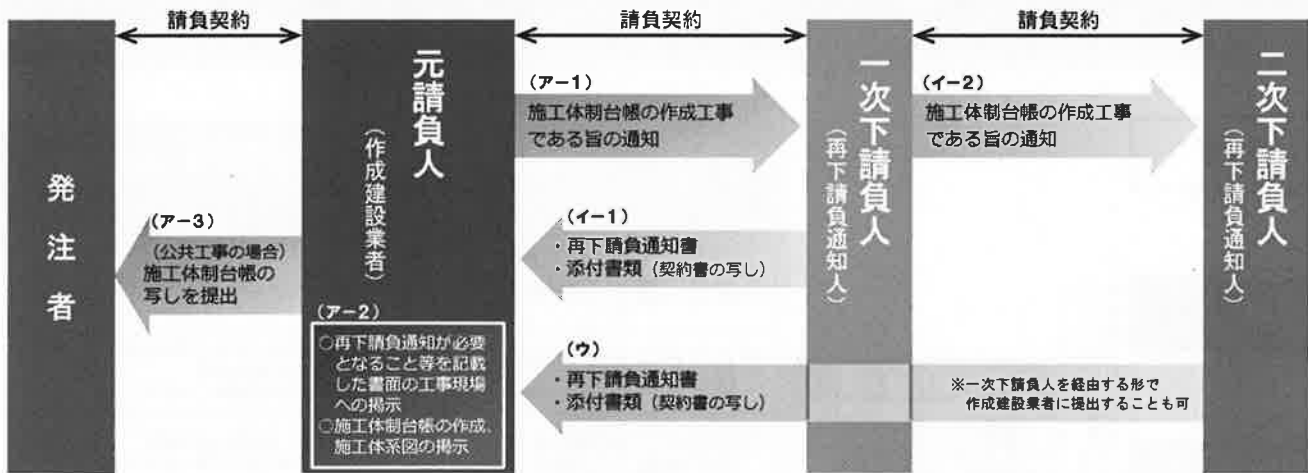
### 【下請負人に関する事項】

- 建設業許可の内容 ※請け負った工事に係る許可業種
- 社会保険の加入状況
- 下請契約した工事の名称・内容・工期
- 下請契約の締結年月日
- 現場代理人の氏名等
- 主任技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 外国人技能実習生・外国人建設就労者の従事状況

## 施工体制台帳に添付すべき書類 (建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し  
(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)  
※民間工事の場合で、作成建設業者が注文者となる下請契約以外の  
下請契約については、請負代金額を除いたもの  
(元請⇄一次間の契約書には請負代金額の記載が必要です)
- 元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを  
証する書面  
※現場配置の専任を要する工事のときは、監理技術者資格者証の  
写しに限る
- 専門技術者等を置いた場合は、その者の資格を証明できる  
ものの写し（国家資格等の技術検定合格証明書等の写し）
- 監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し  
(健康保険証等の写し)

# 20. 施工体制台帳の作成③（作成手順）



### (ア) 元請負人【作成建設業者】 ＜一次下請締結後＞

- 元請業者である建設業者は、作成建設業者に該当することとなったとき、遅滞なく、一次下請人に対し、施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行う【上図ア-1】とともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面（再下請負通知書の書面案内）を掲示【上図ア-2】し、施工体制台帳と施工体系図を整備します【上図ア-3】。

### (イ) 一次下請負人 ＜二次下請締結後＞

- 一次下請人は、作成建設業者に対して、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む）を提出する【上図イ-1】とともに、二次下請負人に施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行います【上図イ-2】。
- 作成建設業者は、一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づいて施工体制台帳と施工体系図を整備します。

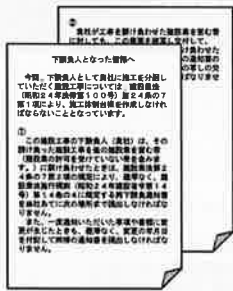
### (ウ) 二次下請負人 ＜三次下請締結後＞

- 二次下請人は、作成建設業者に対して、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む）を提出する【上図ウ】（一次下請負人を経由して提出することも差し支えありません。）とともに、三次下請負人に施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行います。
- 作成建設業者は、二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づいて記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかによって、施工体制台帳と施工体系図を整備します。

# 21. 施工体制台帳の作成④（関係者への周知）

○施工体制台帳の作成対象工事であることを、工事関係者に周知しましょう。

書面通知

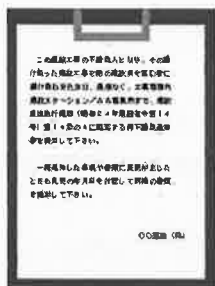


通知を行う者  
→ すべての建設業者

下請に工事を発注する際、  
以下内容を書面で通知

- 元請業者の名称
- 再下請負通知が必要な旨

掲示



掲示を行う者  
→ 元請業者

現場内の見やすい場所に  
再下請負通知書の提出案内  
を掲示する。

## 下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

- 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設（株）  
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

## 現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

○○建設（株）

34

# 22. 再下請負通知書

建設業法第24条の7第2項  
建設業法施行規則第14条の4

○施工体制台帳の作成対象工事では、下請負人は、さらにその工事を再下請負した場合、元請負人である特定建設業者に対して「再下請負通知書」を提出しなければなりません。



**再下請負通知書**

下請負人は、請け負った工事をさらに再下請負した場合は、その内容等を記載した「再下請負通知書」を、元請負人である作成建設業者に提出します。

※一次下請負人を經由する形で提出も、差し支えありません。

## 再下請負通知書の内容

左の施工体系において、二次下請のCが元請Aに提出する場合の例

① 自社に関する事項	◆Cの商号、所在地、許可番号
② 自社が注文者と締結した請負契約に関する事項	◆CがBから請け負った工事の名称 ◆注文者であるBの商号 ◆Bと下請契約を締結した年月日
③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項（注）	◆Dの商号、所在地、許可番号 ◆Dに請け負わせた工事に係るDの許可業種
④ 自社が再下請負人と締結した請負契約に関する事項（注）	◆Dに発注した工事の名称、内容、工期 ◆C・D間での下請契約の締結年月日 ◆Cが監督員を置くときは、その者の氏名等 ◆Dが現場代理人を置くときは、その者の氏名等 ◆Dの主任技術者の氏名、専任・非専任の別、資格 ◆Dが主任技術者以外に専門技術者を置くときは、その者の氏名、資格、担当工事の内容
⑤ 社会保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	◆Dの社会保険等への加入状況
⑥ 外国人建設就労者の従事状況	◆Dにおける外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

（注）添付書類【請負契約書の写し】に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できます。

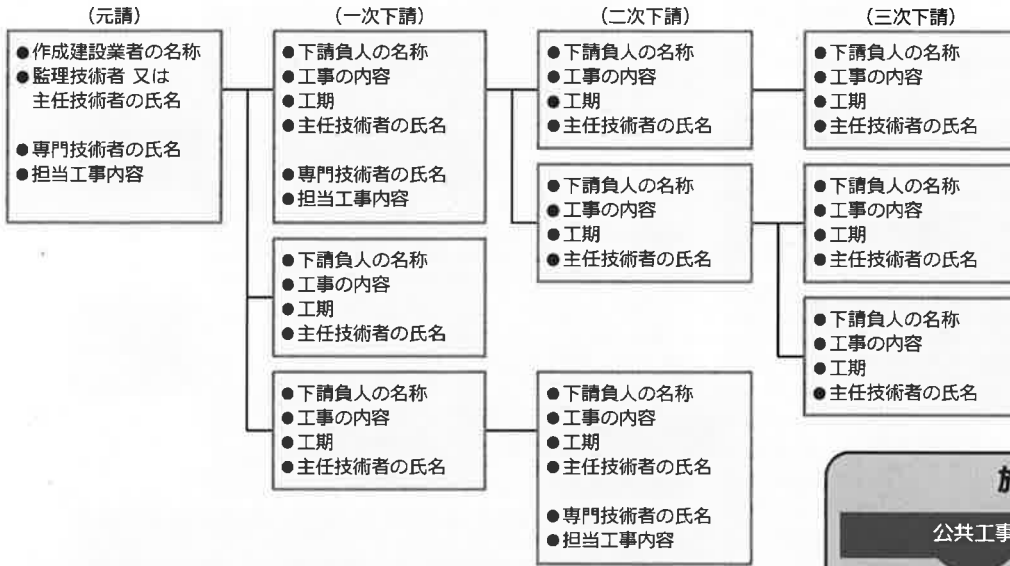
35

# 23. 施工体系図の作成と掲示

建設業法第24条の7第4項  
建設業法施行規則第14条の6

○施工体制台帳の作成対象工事では、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるように、施工体制台帳をもとに樹上図等の形で示す「施工体系図」を作成し、掲示しなければなりません。

工事の名称/工期/発注者の名称



- 注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行う必要があります。
- 注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。（主任技術者は、当該下請負人が建設業者であるときに置くことが義務付けられています。）
- 注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の規定による技術者をいいます。

### 施工体系図の掲示

公共工事	民間工事
現場内の見やすい場所	現場内の見やすい場所
公衆の見やすい場所	

※入契法第15条による

! 施工体系図は、工事の期間中の掲示が義務付けられています。掲示場所は、公共工事は工事現場の工事関係者が見やすい場所と公衆の見やすい場所、民間工事は工事関係者が見やすい場所とされています。

! 工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示も変更しなければなりません。

## <イメージ> 施工体制台帳【作成例】

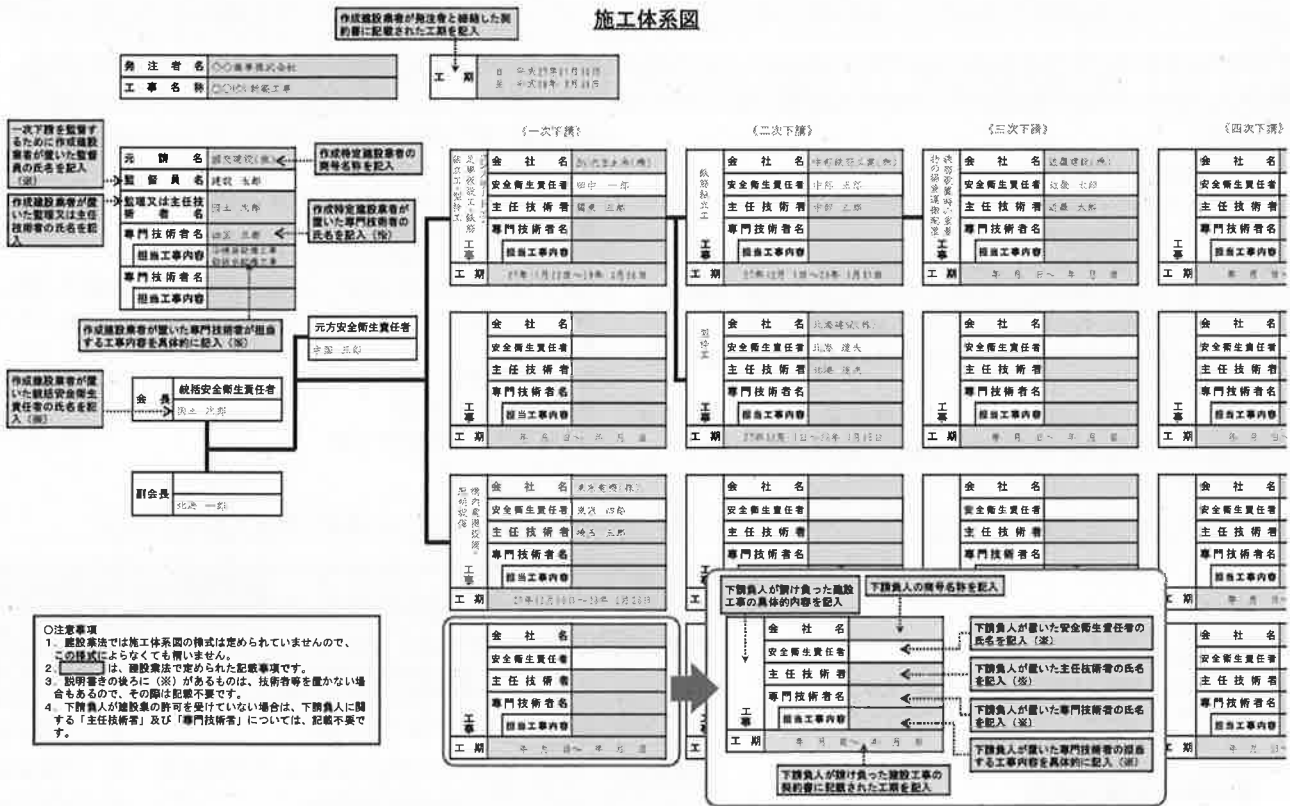
### 施工体制台帳の記入例

発注者		元請		一次下請		二次下請		三次下請	
会社名	〇〇建設株式会社	会社名	〇〇建設株式会社	会社名	〇〇建設株式会社	会社名	〇〇建設株式会社	会社名	〇〇建設株式会社
代表者名	〇〇 〇〇	代表者名	〇〇 〇〇	代表者名	〇〇 〇〇	代表者名	〇〇 〇〇	代表者名	〇〇 〇〇
住所	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	住所	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	住所	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	住所	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	住所	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇	工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇	工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇	工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇	工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇
工期	〇〇年〇〇月〇〇日	工期	〇〇年〇〇月〇〇日	工期	〇〇年〇〇月〇〇日	工期	〇〇年〇〇月〇〇日	工期	〇〇年〇〇月〇〇日
発注者	〇〇建設株式会社	発注者	〇〇建設株式会社	発注者	〇〇建設株式会社	発注者	〇〇建設株式会社	発注者	〇〇建設株式会社
主任技術者	〇〇 〇〇	主任技術者	〇〇 〇〇	主任技術者	〇〇 〇〇	主任技術者	〇〇 〇〇	主任技術者	〇〇 〇〇
専門技術者	〇〇 〇〇	専門技術者	〇〇 〇〇	専門技術者	〇〇 〇〇	専門技術者	〇〇 〇〇	専門技術者	〇〇 〇〇

- 健康保険等の加入状況
  1. 保険加入の有無
    - 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員数等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
  2. 事業所管理番号等
    - ①元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入
    - ②健康保険：事業所管理番号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の管理番号及び事業所番号を記入。
    - ③厚生年金保険：事業所管理番号及び事業所番号を記入
    - ④雇用保険：事業所管理番号及び事業所番号を記入
- 施工体制台帳の取付事項
  1. 発注者が付いた建設工事の契約書の写し
  2. 下請負人が付いた建設工事の契約書の写し
  3. 主任又は監理技術者が資格を有することの証明書の写し（監理技術者については監理技術者資格有証の写し）
  4. 主任又は監理技術者が所属建設業種と職務的かつ専任的な雇用関係にあることを証明するもの写し（健康保険証等の写し）
  5. 専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証するもの写し
- 注意事項
  1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
  2. 〇〇は、建設業法で定められた記載事項です。
  3. 説明書の後方に（※）があるものは、技術者等を置いた場合も含めるので、その際は記載不要です。
  4. 「施設及び事業所出入方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていないので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。



施工体系図の記入例



<参考> 施工体系図の活用例

下請の主任技術者の当該工事における職務について、施工体系図の写しに記載(専ら複数工種のマネジメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担う場合は※印を記載し、具体的な職務を記載する等)。

なお、記載された内容について、押印等により下請の確認をとっておくことが必要です。

【記入例】

※の者は、専ら複数工種のマネジメントを行い、元請の監理技術者等に近い役割を担う者

〇 〇 工 事	会社名	〇〇〇〇	〇 〇 工 事	会社名	〇〇〇〇
	安全衛生責任者	〇〇 〇〇		安全衛生責任者	〇〇 〇〇
	主任技術者	〇〇 〇〇 ※ (印)		主任技術者	〇〇 〇〇
	専門技術者名			専門技術者名	
	担当工事内容	〇〇〇〇		担当工事内容	〇〇〇〇
工期	年月日～年月日		工期	年月日～年月日	
〇 〇 工 事	会社名	〇〇〇〇	〇 〇 工 事	会社名	〇〇〇〇
	安全衛生責任者	〇〇 〇〇		安全衛生責任者	〇〇 〇〇
	主任技術者	〇〇 〇〇		主任技術者	〇〇 〇〇
	専門技術者名			専門技術者名	
	担当工事内容	〇〇〇〇		担当工事内容	〇〇〇〇
工期	年月日～年月日		工期	年月日～年月日	

※欄外、別紙等に、施工要領書の作成、立ち会い確認等の具体的な職務を記載

【施工体系図の活用以外の例】

下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請は下請の主任技術者と調整の上で確定し、それを記載、押印等した書面を下請から元請に提出する。

(記載内容例)

- 会社名: 〇〇〇〇
- 主任技術者: 〇〇〇〇 (印)
- 主任技術者の役割
- <施工計画の作成>
- ・元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書の作成
- ・元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
- <工程管理>
- ・原則として、立ち会い確認
- ・元請への報告
- <技術的指導>
- ・請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認
- ・現場作業にかかる実地の技術指導

関係法令

- 監理技術者制度運用マニュアル(最終改正 平成28年12月19日)
- 監理技術者制度運用マニュアルにおける下請の主任技術者の職務の工事の明確化について(参考)(平成28年12月19日付事務連絡)

## 24.【取引の適正化】見積依頼

- 請負契約の締結に先立って行われる見積りは、適正な請負価額の設定やダンピングの防止、下請業者の保護等の観点から、適正に行われる必要があります。
- そのため、見積りを依頼する際は、条件を明確にするため、以下内容を提示することが義務付けられています。

契約書に記載しなければならない重要事項14項目のうち、請負代金の額を除いた13項目が提示対象となります。

### ①工事内容※1

- ②工事着手の時期及び工事完成の時期
- ③請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ④当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑤天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑥価格等※2の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑦工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

- ⑧注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑨注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑩工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑪工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して請ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑬契約に関する紛争の解決方法

※1)「①工事内容」については、最低限、下表の8項目の明示が必要です。

※2)物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいいます。

1. 工事名称
2. 施工場所
3. 設計図書【数量等を含む】
4. 下請工事の責任施工範囲
5. 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
6. 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
7. 施工環境、施工制約に関する事項
8. 材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

### 見積依頼をする際の必要期間

建設業法第20条第3項  
建設業法施行令第6条

- 適正な見積りを確保するために、見積りに要する期間も法定化されています。

- 見積依頼をする際は、予定価格に応じて、右表の期間を設けて下さい。

下請け工事の予定価格	見積期間
①500万円未満	中 1日以上
②500万円以上、5,000万円未満	中 10日以上
③5,000万円以上	中 15日以上

42

## 25.【取引の適正化】見積依頼 (法定福利費の内訳明示①)

- 請負契約の締結に際して行う見積りについては、法第20条第1項において、「経費の内訳を明らかにして」行うよう努めるよう規定されています。
- この際に内訳明示すべき必要経費には、社会保険の保険料に当たる『法定福利費』も含まれます。
- ※『法定福利費』は、法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。

### 建設業法(抄)

(建設工事の見積り等)

第20条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

### 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

法定福利費を内訳明示した見積書について、ガイドラインにおいて以下のとおり明確化(H28.7.28付け一部改正において)

- ①法定福利費を内訳明示した見積書が、建設業法第20条第1項に規定する見積りに該当すること
- ②再下請負の場合でも、元請・一次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること

### 内訳明示する「法定福利費」とは

内訳明示する法定福利費の範囲は、現場作業員(建設工事を直接施工)に係る

- ①雇用保険料、②健康保険料(介護保険料含む)、③厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の各保険料の事業主負担分です。

- 基本的な法定福利費の算出方法

労務費 × 対象となる保険の料率

#### 見積り段階での労務費の算出方法

(工事に必要な人工数等がわかる場合) → 人工数を用いる  
(工事価格に占める労務費の割合がわかる場合) → 労務比率を用いる  
(労務費算出が困難) → 下記その他の算出方法

- その他の算出方法

工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合  
or  
工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

→ 自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合等をあらかじめ算出し、個別工事ごとの簡便な算出に用いる方法  
→ 工事費の増減等が労務費と比例している工事について使用することが適当

43

<労務費の算定方法について>

○労務費総額は、企業ごとに工事内容等に応じた適切な方法で算出していただく必要があります。  
参考として、以下に算出方法の一例を示します。

歩掛りを用いて人工数を計算する方法

工事数量に標準的な歩掛りを用いて人工数を計算し、単価に応じて労務費を算出します。

主な原種	誘致、マシチック、左官、鉄筋、造園、室内、保温保冷、躯体、型枠、ダクト、運動施設、解体、インテリア、在来工法、フローリング、あと施工アンカー
工事数量 (A)	200
歩掛り (B)	8
所要人工数 C=A×B	25
平均日額 (D)	18,000円
労務費 C×D	450,000円

御見積書

△△建設株式会社 殿

見積金額 ¥847,983 …(ア)+(イ)+(ウ)

項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費 (法定福利費を除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②)×10%	65,000円
小計	715,000円 …(ア)

【法定福利費(事業主負担分)】

保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料	0.9%	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%×53.5%	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	450,000円	40,909円
子ども子育て拠出金	0.2%	450,000円	900円
合計	-	-	70,170円 …(イ)

【消費税】

工事価格 (法定福利費を含む)	消費税率	金額
785,170円 ((ア)+(イ))	8%	82,813円 …(ウ)

平均的な労務費の比率を用いる方法

工事価格に対し、工事職種や各企業の実情に合わせた平均的な労務費比率を乗じて、労務費を算出します。

主な原種	管、空調衛生、左官、サッシ、カーテンウォール、防火開口部、電設、シャッター、ドア、板硝子、マンション計画躯体補施工
工事価格 (A)	1,000,000円
平均的な労務費比率* (B)	25%
労務費 A×B	250,000円

\* 企業や業種によって大きく異なりますので、適切な値を用いて下さい。

御見積書

△△建設株式会社 殿

見積金額 ¥1,122,120 …(ア)+(イ)+(ウ)

【工事価格】

工事名称	数量	金額
〇〇工事	一式	1,000,000円 …(ア)

【法定福利費(事業主負担分)】

工事価格	平均的な労務費比率	平均的な保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円	25%	15.6%	39,000円 …(イ)

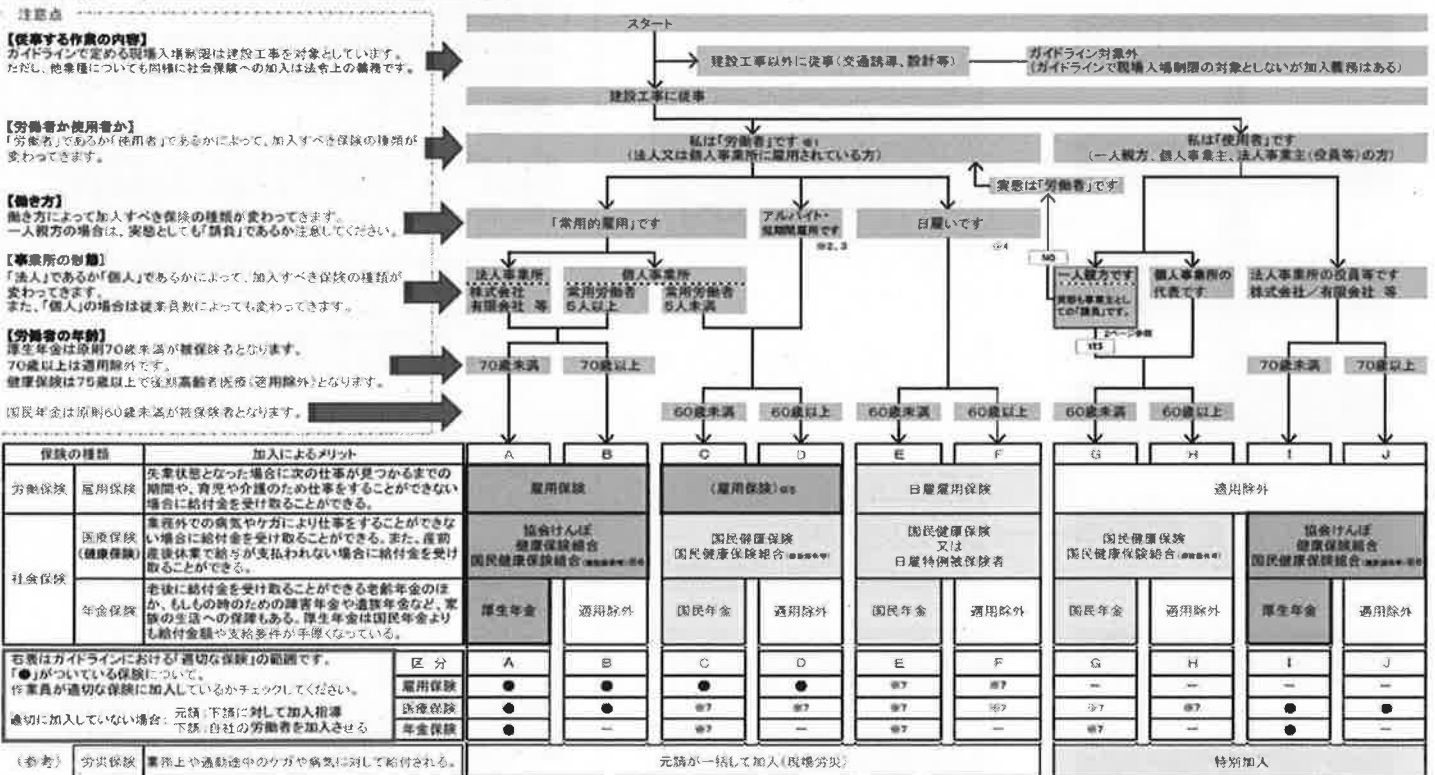
【消費税】

工事価格 (法定福利費を含む)	消費税率	金額
1,039,000円 ((ア)+(イ))	8%	83,120円 …(ウ)

法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛形となる「標準見積書」を作成し、平成25年9月より、この活用（下請業者から元請業者への提出）が開始されています。→ 国土交通省HP：「標準見積書」で検索

<参考> 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確立を促してください。  
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。



※1 事業主と関係する事業従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入せず、労務費は特別加入となります。  
※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常勤雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽ加入または厚生年金への加入が必要です。  
※3 日雇特別被保険者は、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。  
※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働報酬を受け取る者です。  
※5 1親方の労働者が1親方以上、1ヶ月以上の労働報酬を得ることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。  
※6 法人や常勤5人以上使用する個人事業主であっても、健康保険の適用除外の承諾を受けることにより、国民健康保険組合へ加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。  
※7 これらの保険はガイドラインの対象とはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

## 27.【取引の適正化】請負契約の締結

### 契約締結は、対等な立場で公正に。

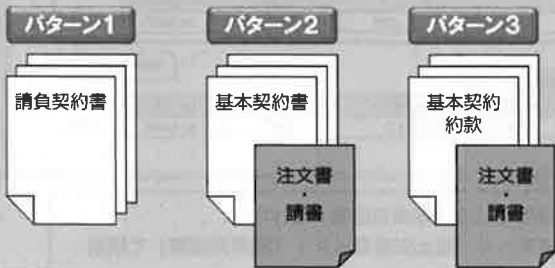
建設業法第18条、第19条の3

- 契約当事者は、対等な立場での合意に基づいて、公正な契約を締結しなければなりません。
- 自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結するなど、不当に低い請負代金を強いることは禁じられています。

### 契約締結に際しては、書面交付を。

建設業法第19条

- 請負契約の締結は、後日の紛争防止等の観点から、一定の重要な事項をあらかじめ書面に記載して、相互に交付することが義務付けられています。
- 下請契約では、下請工事の着工前までに、所定事項を記載した書面を作成して、署名又は記名押印をして、相互に交付して下さい。



### 契約書に記載しなければならない重要事項14項目

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して請ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

！建設リサイクル法対象工事の場合は、次の4項目も追加記載が必要です。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ① 分別解体の方法            | ② 解体工事に要する費用  |
| ③ 再資源化するための施設の名称・所在地 | ④ 再資源化等に要する費用 |

## 28.【取引の適正化】下請契約の締結に至るまでの流れ



！下請業者の選定に当たっては、必要な建設業許可があること及び予定工期に主任技術者の配置が行えることを確認しましょう。

建設工事の適正な施工を確保するためには、軽微な建設工事を除いては、施工能力・資力信用のある建設業者（建設業許可業者）に工事を請け負わせる必要があります。

また、建設業者であっても、当該業者が雇用する主任技術者が他の現場手一杯の状態では、現場での適正な施工の確保が期待されません。このため、下請業者の施工能力をあらかじめ確認しておくことが重要です。

！「建設業法令遵守ガイドライン」を知っていますか？

「建設業法令遵守ガイドライン」は、平成19年6月、国土交通省が策定した建設工事の下請契約についてのルールを解説した通達です。

建設工事の下請契約については、従来からの慣習に従って知らず知らずに法令違反をしていることが多かったことから、正確な理解に資するように契約の締結から工事代金の支払まで全般にわたって具体的な事例を紹介しつつ、適正なルールを解説したものです。

※ 建設業法令遵守ガイドラインは、国土交通省のHPに掲載しています。



# 29. 帳簿の備付けと保存

- 建設業者は、営業所ごとに営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません。  
この帳簿の保存期間は5年間です。（※発注者と締結した新築住宅を新築する建設工事に係るものは10年保存となります。）
  - また、営業に関する図書を記載した書面も、営業所ごとに保存することとされています。  
この図書の保存期間は、対象となる建設工書の目的物を引き渡してから10年間とされています。
- ！建設工書では、目的物の引渡し後に瑕疵を巡って紛争となることが多く、その解決の円滑化を図るためには、帳簿やその添付書類に加えて、施工に関する事実関係の証拠となる書類も必要と考えられるため、法改正によって、営業に関する図書の保存も規定されたものです。

## 帳簿の記載事項 建設業法施行規則第26条第1項

- 営業所の代表者の氏名・就任年月日
  - 注文者と締結した建設工書の請負契約に関する次の事項
    - ①請け負った建設工書の名称と現場所在地
    - ②注文者との契約締結日
    - ③注文者の商号・所在地（注文者が建設業者のときは、許可番号）
    - ④注文者から受けた完成検査の年月日
    - ⑤工事目的物を注文者に引き渡した年月日
  - 発注者と締結した住宅の新築工書の請負契約に関する次の事項
    - ①当該住宅の床面積
    - ②建設業者の建設瑕疵負担割合
    - ③発注者に交付している住宅瑕疵担保責任保険法人（資力確保措置を保険により行った場合）
  - 下請契約に関する事項
    - ①下請負人に請け負わせた建設工書の名称と現場所在地
    - ②下請負人との契約締結日
    - ③下請負人の商号・所在地（下請負人が建設業者のときは、許可番号）
    - ④下請工書の完成を確認するために自社が行った検査の年月日
    - ⑤下請工書の目的物について、下請業者から引き渡しを受けた年月日
- 注）特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって、一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合は、以下の事項についても記載が必要となります。
- (1) 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
  - (2) 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
  - (3) 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
  - (4) 遅延利息の額・支払日（下請負人からの引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払いに係るもの）

## 帳簿の添付書類 建設業法施行規則第26条第2項

- 契約書又はその写し（電磁的記録可）
- 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって、一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 建設業者が施工体制台帳を作成したときは（元請工事に限る。）、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。  
[工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。]  
①当該工事に、実際に工事現場に置いた監督技術者の氏名と、その者が有する監督技術者資格  
②監督技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名と、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格  
③下請負人（未端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号・名称、許可番号  
④下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期  
⑤下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名と、その者の主任技術者資格  
⑥下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名と、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

## 営業に関する図書 建設業法施行規則第26条第5項

- ①完成図
  - ②発注者との打合せ記録
  - ③施工体系図
- ※施工体制台帳の作成対象工事以外の工事での元請業者は、上記①と②を保存

48

# 30. 下請代金の適正な支払い

## 下請代金の支払い等 8つのルールを遵守

- 下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、手抜き工事や労災事故等を誘発し、建設工書の適正な施工の確保が困難になりかねません。
- そのため、建設業法や建設産業における生産システム合理化指針等では、工書の適正な施工と下請負人の保護を目的に、下請代金の支払に関する規定を設けています。

### ルール1 現金払い ○合理化指針「第4（2）代金支払い等の適正化」

下請代金の支払いは、できる限り現金払いとしなければなりません。

### ルール2 前払金 ○法第24条の3 ○合理化指針「第4（2）代金支払い等の適正化」

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工書の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、配慮しなければなりません。

### ルール3 有償支給の資材代金の回収時期 ○合理化指針「第4（2）代金支払い等の適正化」 ○不公正な取引方法の認定基準「9.早期決済について」

下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由があるときを除き、その資材の代金の支払期日前に下請負人に支払わせるはなりません。

### ルール4 検査・引渡し ○法第24条の4 ○不公正な取引方法の認定基準「1.検査期間について」、「2.工事目的物の引取りについて」

下請工書の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、ただちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

### ルール5 下請代金の支払期日 ○法第24条の3 ○法令遵守ガイドライン「9.支払留保」 ○不公正な取引方法の認定基準「3.注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について」

注文者から請負代金の出来高払いまたは竣工払いを受けたときは、その支払いの対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1ヶ月以内に支払わなければなりません。

### ルール6 特定建設業者に係る下請代金の支払期日の特例 ○法第24条の5 ○法令遵守ガイドライン「9.支払留保」 ○不公正な取引方法の認定基準「4.特定建設業者の下請代金の支払について」

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者または資本金4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して50日以内に、下請代金を支払わなければなりません。

### ルール7 割引困難な手形による支払の禁止 ○法第24条の5第3項 ○法令遵守ガイドライン「10.商賈手形」 ○合理化指針「第4（2）代金支払等の適正化」 ○不公正な取引方法の認定基準「5.交付手形の制限について」

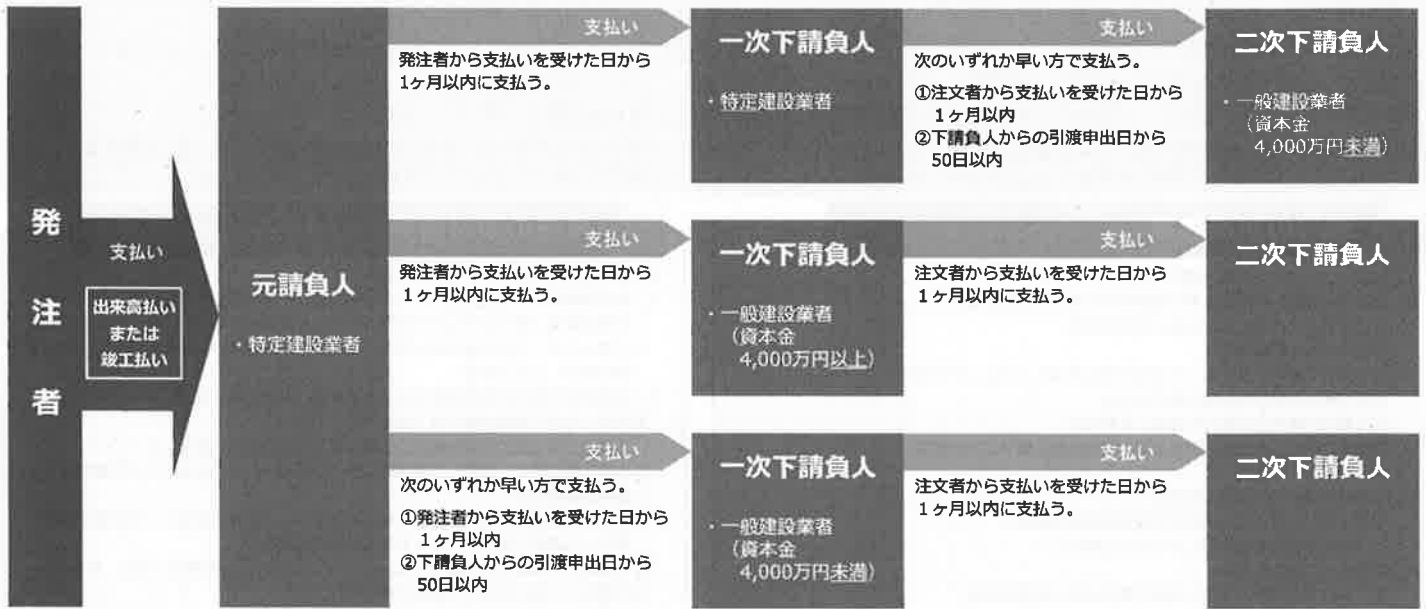
特定建設業者は、下請代金の支払いを一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはいけません。

### ルール8 赤伝処理 ○法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項 ○法令遵守ガイドライン「7.赤伝処理」

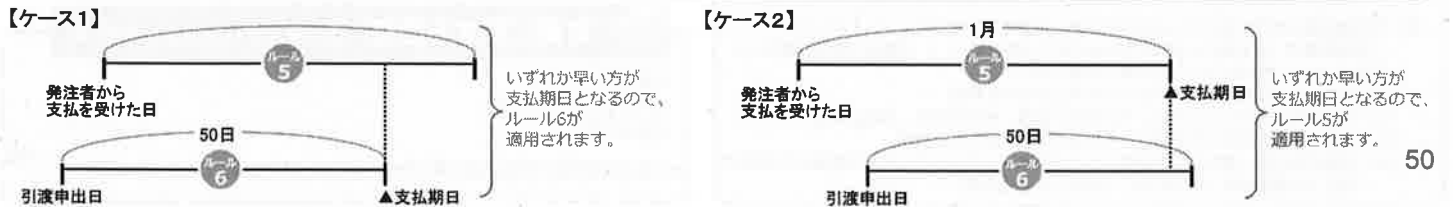
赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人の双方の協議・合意が必要です。また、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書に明示しなければなりません。

49

# 31. 請負代金の支払いルール①



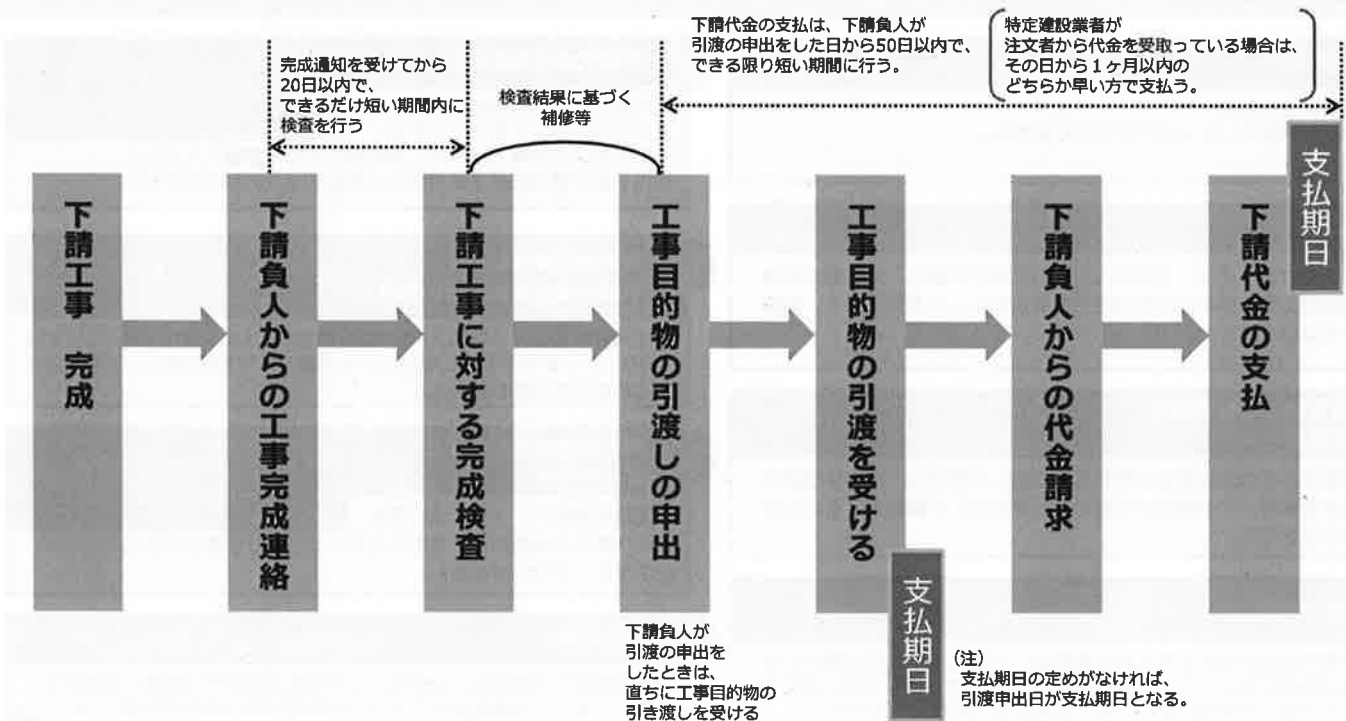
## 特定建設業者に対する支払いルールの適用



# 32. 請負代金の支払いルール②

## 検査・引渡し・下請代金の支払フロー

< 特定建設業者が、資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合 >



建設業法では、建設業の営業及び建設工事の施工が、同法による許可を受けた適法な建設業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対して、その営業所等と建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所への一定の標識の掲示を義務付けています。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票				
商号又は名称				
代表者の氏名				
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	国土交通大臣 知事	許可( )第号	許可年月日
		国土交通大臣 知事	許可( )第号	
		国土交通大臣 知事	許可( )第号	
		国土交通大臣 知事	許可( )第号	
		国土交通大臣 知事	許可( )第号	
		国土交通大臣 知事	許可( )第号	
		国土交通大臣 知事	許可( )第号	
この店舗で営業している建設業				

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業	国土交通大臣 知事	許可( )第	号
許可番号			
許可年月日			

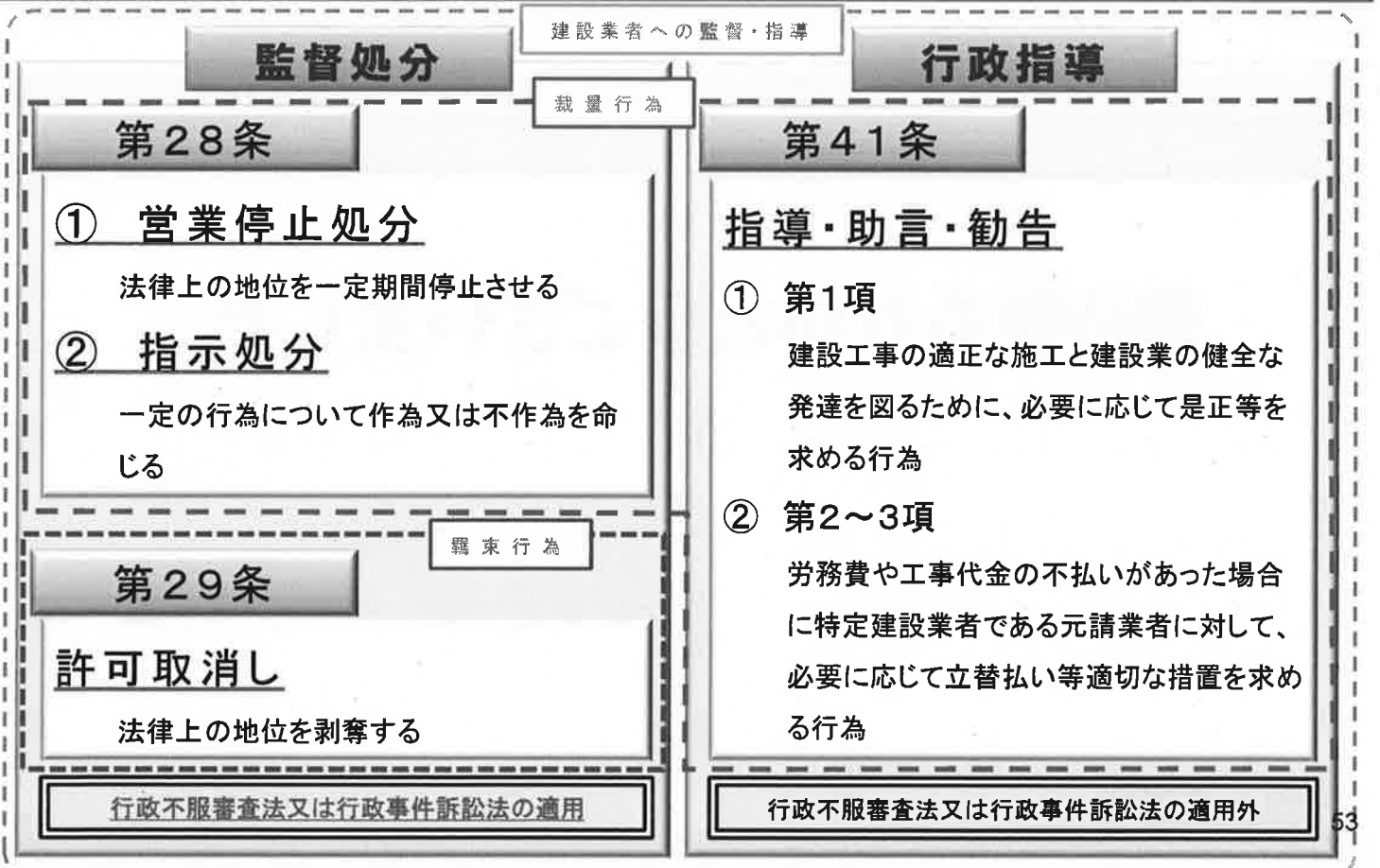
記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第28条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第28条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

## 建設業法における行政による建設業者への監督・指導



## 指示（法第28条）

- ① 建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき
- ② 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき
- ③ 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人が業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき
- ④ 一括下請負の禁止の規定に違反したとき
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき
- ⑥ 建設業者が無許可業者と下請契約（軽微な建設工事に係る契約を除く。）を締結したとき
- ⑦ 下請負人である建設業者が、特定建設業以外の建設業を営む者と下請代金の額が4,000万円（当該建設業が建築工事業である場合においては、6,000万円）以上となる下請契約を締結したとき
- ⑧ 建設業者が、情を知って営業停止期間中の建設業者と下請契約を締結したとき
- ⑨ 履行確保法（第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定）に違反したとき
- ⑩ 建設業法、入札契約適正化法（第15条第2項又は第3項）又は履行確保法（第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項又は第10条）の規定に違反したとき

## 営業停止（法第28条）

- (1) 指示処分の対象行為のうち、上記①～⑩のいずれかに該当するとき（※その事実について情状が重く、建設業者に対する指示処分のみでは十分でない）と認められ、かつ、情状が特に重いとして許可の取消し処分に至るものでないもの
- (2) 指示処分に従わないとき

## 許可取消（法第29条）

- |  |  |
|--|--|
| ① 建設業の許可要件を満たさなくなった場合                      | ⑤ 許可に係る建設業者を廃業等したとき                                  |
| ② 一定の欠格事由に該当したとき                           | ⑥ 不正の手段により許可を受けたとき                                   |
| ③ 許可換えが必要であるにもかかわらず、新たな許可を受けないとき           | ⑦ 指示処分対象行為のうち、上記①～⑩のいずれかに該当し、情状特に重い場合又は営業停止処分に違反したとき |
| ④ 許可を受けてから1年以内に営業を開始せず、又は引き続き1年以上営業を休止した場合 | ⑧ 建設業の許可を受けた建設業者が付された条件に違反したとき                       |

建設業法及び「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」に基づき、厳正に対処

54

御清聴ありがとうございました。